

第1回 草津市歴史文化基本構想策定委員会 会議録

- 1 日時：平成30年6月29日（金）15:30～17:10
- 2 場所：草津市役所6階 教育委員会室
- 3 出席者：（順不同・敬称略）

区分・分野		氏名	所属・役職／分野	備考
学識経験を有する者	景観・歴史地理学	金田 章裕	京都大学名誉教授	委員長
	歴史学	岩崎 奈緒子	京都大学総合博物館館長	副委員長
	建築学	富島 義幸	京都大学准教授	（欠席）
	考古学・史跡整備	中井 均	滋賀県立大学教授	（欠席）
	美術工芸	高梨 純次	元滋賀県立近代美術館学芸課長	
公募市民		片山 惠泉	市民代表	
		麻植 美弥子	市民代表	
その他教育委員会が必要と認める者	まちづくり	岸本 修一	草津市まちづくり協議会代表	

事務局：草津市教育委員会教育長 川那邊正
 草津市教育委員会教育部専門理事（歴史文化担当） 八杉淳
 草津市教育委員会文化財保護課課長 藤居朗
 草津市教育委員会文化財保護課係長 小宮猛幸
 草津市教育委員会文化財保護課主任 福田由美子
 草津市教育委員会文化財保護課主事 馬場将史

オブザーバー：滋賀県教育委員会文化財保護課城郭調査係主幹 北原治
 コンサルタント：株式会社スペースビジョン研究所取締役所長 宮前保子
 株式会社スペースビジョン研究所取締役 徳勢貴彦
 株式会社スペースビジョン研究所研究員 村上しほり

4 資料：

- ・次第
- ・資料1 草津市歴史文化基本構想策定について
- ・資料2 草津市歴史文化基本構想（素案）：章立・第1章
- ・別添資料① 草津市附属機関設置条例
- ・別添資料② 草津市教育委員会附属機関運営規則
- ・別添資料③ 「くさつ歴史発見地図」

5 議事

I 開会の挨拶

藤居課長（事務局）

定刻になりましたので、只今から第1回草津市歴史文化基本構想策定委員会を開催いたします。

本日は、委員8名のうち、6名に出席いただいています。草津市教育委員会附属機関運営規則第6条第1項に定める半数以上の出席があることから、当委員会が成立していることを報告させていただきます。

また、当委員会は公開としているため、傍聴が可能となっていることをご承知おきいただきたいと思います。

それでは、開会にあたり、草津市教育委員会教育長の川那邊よりご挨拶申し上げます。

川那邊教育長（事務局）

第1回草津市歴史文化基本構想策定委員会の開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。平素は、皆様方には、草津市の歴史文化に関する行政の推進、充実にお力添え賜っていることを心より御礼申し上げます。また、本日は出席いただき感謝いたします。

本市は、歴史・文化に力を入れようとしており、昨年7月に草津市文化振興条例を施行いたしました。これは滋賀県に続き、市町では近江八幡市に次ぐ施行になります。さらに今年3月に文化振興計画を策定しました。それを受けて、今年5月には文化振興フォーラムを開催し、市民約200名の参加のもと、キックオフともいえる盛り上がりを見たところであります。文化振興計画の基本施策の10番に、「歴史・文化的資産の継承及び活用」をあげています。その主旨は、文化的資産の意義、それを大切に引き継ぐこと、さらには、活用に取り組むことを記しています。国の方でも、そのような方向で、特に地域の活性化や観光面などに、文化財を総合的に活用していくこととしています。一方、今日、少子高齢化や社会情勢の変化により、文化財を取り巻く環境は大きく変化してきています。そのような中で、本市においては、委員の皆様さまにお願いをして、草津市歴史文化基本構想の策定について、ご指導・ご協力を賜りたくお願いしているところです。よろしくお願いいたします。

II 議題

(1) 草津市歴史文化基本構想策定について

藤居課長（事務局）

議題に入る前に、資料の確認をさせていただきます。（資料確認 一略一）

次に委員の紹介をさせていただきます。資料3頁の委員名簿をご覧ください。恐縮ではありますが、金田委員から名簿順に自己紹介をお願いします。

金田委員

金田です。私は若い時に草津市史の編纂のお手伝いをさせていただきました。その後、色々に関わりがありましたが、景観法が施行された後、すぐに景観審議会が発足しました。2年間、同審議会の会長を務めさせていただきました。それ以降の久しぶりの関わりとなりますが、よろしくお願いいたします。

岩崎委員

京都大学総合博物館の岩崎です。私は、今の職場に来る前は、滋賀大学経済学部附属史料館に勤めており、住居も草津市の隣の栗東市でした。草津市を通過して職場に通っていましたし、

草津川をよく子どもと散歩していました。久しぶりにお世話になることができ嬉しく思います。よろしくをお願いします。

藤居課長（事務局）

富島委員と中井委員は、本日もご欠席です。続いて高梨委員からお願いします。

高梨委員

高梨です。現在は、山を2つほど越えたところにあるミホミュージアムを運営している秀明文化財団に所属しています。長い間県立近代美術館で仕事をしていました。主に仏像についての研究をしており、草津市でも文化財の調査等でお世話になっています。今後ともよろしくご指導をお願いします。

片山委員

市民代表の片山です。私は67歳ですが、67分の64を草津で過ごしています。生まれも育ちも草津で、途中で少し外国に行きましたが、草津に長い間いたので、とりわけ草津に愛着もっています。寺の住職をしています。よろしくをお願いします。

麻植委員

市民代表の麻植です。本業は琴の演奏家です。日本的なものを見直したいという思いと、平成23年から平成26年まで、草津市の教育委員をさせていただく中で、文化振興条例制定の動きがあり、文化振興計画策定の際の審議委員もさせていただいた経緯があり、草津市の文化をずっと見続けてきた者として、今回の基本構想の策定に関わりたいと思い応募させていただきました。昨年、条例ができた際に、一般社団法人草津に美しい文化芸術を育む会を立ち上げて、理事長を務めています。よろしくをお願いします。

岸本委員

岸本です。初回から遅れて申し訳なく思います。このような会議には初めて参加しますが、これまで、青少年育成や社会教育委員などとして関わってきました。右も左も分からない状況ではありますが、先輩方を見習いながらついていけるよう頑張りたいと思うので、よろしくをお願いします。

藤居課長（事務局）

お手元に委嘱状をお配りしていますが、それにもとづき、皆様には、平成30年5月24日から本構想答申までの間、草津市歴史文化基本構想策定委員をお願いしています。草津市歴史文化基本構想策定委員会は、草津市歴史文化基本構想の策定に関し必要な事項についての調査・審議に関する事務を担当事務としています。皆様から忌憚のないご意見をいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

また、滋賀県教育委員会文化財保護課より、オブザーバーとして北原主幹に出席いただいています。

北原主幹（オブザーバー）

滋賀県教育委員会文化財保護課の北原です。よろしくをお願いします。

藤居課長（事務局）

続いて、事務局の紹介をさせていただきます。

（事務局自己紹介 一略一）

藤居課長（事務局）

それでは、草津市が策定をする歴史文化基本構想の概要について、資料1頁にもとづいて説

明をさせていただきます。

本市には、史跡草津宿本陣をはじめとする国指定史跡や草津のサンヤレ踊りなどの民俗文化財のほか、数多くの文化財が保存・継承されてきています。近年、文化財を取巻く環境は大きく変化してきており、国ではこれまでの文化財の保存だけでなく、これらをまちづくりに活用することを各自治体に求めています。こうした状況を受け、草津市では本市に継承されてきている全ての文化財をその周辺環境も含めて総合的に把握し、適切に保存・活用できるよう、草津市歴史文化基本構想を策定します。

草津市歴史文化基本構想の策定にあたっては、草津市総合計画等の本市諸計画と関連付けた検討を進めるとともに、草津市歴史文化基本構想策定委員会を設置し、皆様より専門の見地等から調査・審議をいただき、また、ワークショップ等により市民の皆様の御意見などを得るとともに、必要に応じて、庁内ワーキンググループや関係団体から意見を求めながら策定を進めます。庁内ワーキンググループは、表に示す関係各課に参加いただくこととしています。関係団体としては、まちづくり協議会、草津市観光物産協会、草津市観光ボランティアガイド協会から意見をいただくこととしています。

策定スケジュールは本日から今年度末の平成31年3月31日までに策定することを計画しています。委員の任期については、平成30年5月24日から答申日までとしています。策定スケジュールは2頁に整理しています。委員会は4回開催を計画しています。今回は第1回目で諮問等をさせていただきます。その後は、2回目、3回目で章ごとの検討を行い、12月の4回目で全体のまとめをして、答申をいただきたいと考えています。その間に、市民説明会と3回のワークショップを開催します。草津市には、草津宿本陣、芦浦観音寺、野路小野山製鉄遺跡の3カ所の国史跡がありますが、この順番でワークショップを開催し、その周辺の見学をするるとともに、参加者から色々なご意見をいただく予定です。そして、2月にはパブリックコメントを実施して市民から意見をいただき、最終的には3月に策定して、市民説明会を開催することを計画しています。その他、議会や関係機関等との調整を適宜実施することとしています。

(2) 委員長・副委員長の選出

藤居課長（事務局）

草津市教育委員会附属機関運営規則第4条第1項に附属機関には委員長および副委員長を置くことと規定しており、同3項に委員長および副委員長は委員の互選によりこれを定めることとしています。委員長の選任はいかがでしょうか。

高梨委員

金田委員にお願いできればと思います。

藤居課長（事務局）

金田委員にという意見が出たがいかがでしょうか。

（委員：異議なし）

藤居課長（事務局）

それでは金田委員に委員長をお願いします。

金田委員

ご指名なので引き受けたいが、ご意見申し上げたいことがあります。取りまとめと答申をすれば任務が終わるのは気楽であります。その後のパブリックコメントなどの意見はすべて草津市で責任をもって進めていただくということでしょうか。それらの意見を踏まえて再検討し

たうえで答申を行うほうが良いのではないですか。特に歴史文化基本構想は市民の意見を十分に聞く必要があるということが基本的な考え方です。とりまとめが12月であることは事務局に頑張ってもらうこととして、答申は市民の意見を聞いてからのほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

藤居課長（事務局）

答申を終えてからパブリックコメントを募集するよう決められているため、事務手続き上、このような策定スケジュールにせざるを得ません。

八杉専門理事（事務局）

任期は答申までとしていますが、まとめたものに意見が出れば、それに対する回答や判断も含めて、適宜ご相談等をさせていただきながら策定していきたいと考えています。お力添えを賜りたく思います。

金田委員

通常、歴史文化基本構想の策定には2～3年を費やすものです。

八杉専門理事（事務局）

1年という策定期間が短いことは承知していますが、スピード感を持ってという意識で策定し、具体的に構想を推進する中で必要に応じて修正もあるだろうということで考えていますので、了承いただきたく思います。

金田委員長

承知しました。これから事務局は苦勞が多いと思いますが、よろしくお願いします。

藤居課長（事務局）

それでは副委員長を決める必要がありますが、委員長から推薦があればお願いします。

金田委員長

岩崎委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

岩崎委員

お引き受けさせていただきます。

藤居課長（事務局）

それでは、承認していただいたということで、よろしくお願いします。

（金田委員長席移動）

藤居課長（事務局）

それでは、委員長に就任のご挨拶をお願いします。

金田委員長

先ほど余分なことを申し上げて恐縮ですが、近年文化庁は、歴史文化基本構想がないと文化財の補助金などをなかなか出してくれないという構図があります。原則論として自治体が指定・未指定を問わない文化資源をどのように位置づけて、保存・活用していくかを決めるようにという方向性があります。その趣旨に沿って構想を組み立て、策定委員会でも審議していきたいと思います。よろしくお願いします。

藤居課長（事務局）

副委員長からもご挨拶をお願いします。

岩崎副委員長

地域の文化財が適切に保存され、ここに住む皆さんの役に立つような構想を策定したいと思

っています。よろしく申し上げます。

(3) 草津市歴史文化基本構想について（諮問）

藤居課長（事務局）

草津市歴史文化基本構想についての諮問に移ります。委員長と教育長、前へ申し上げます。
（諮問 一略一）

(4) 草津市歴史文化基本構想（素案）について

藤居課長（事務局）

草津市教育機関付属機関運営規則第5条において委員長は会議の議長となると規定しています。今後の進行は金田委員長に申し上げます。

金田委員長

それでは進行します。議題（4）の「草津市歴史文化基本構想（素案）について」となりますが、最初に課長と教育長から説明と諮問のあった内容について質問があればお伺いします。
（委員：質問なし）

金田委員長

それでは質問は、後ほど出てくると考え、まずは素案について事務局の説明をお願いします。

■章立て案について

馬場主事（事務局）

それではまず章立について御説明申し上げます。先ほど、申し上げたとおり、草津市歴史文化基本構想は、今後、本市の文化財全てを保存・活用するための基本方針となるものです。

第1章では草津市歴史文化基本構想策定までの背景、策定の目的、期待される効果、ならびに関連計画などとの位置づけを検討します。第2章では地形や動植物の生息状況など自然環境、草津市がたどってきた歴史の概要や人口推移、産業などの社会環境の変化を検討し、併せて文化財に関わる調査状況や、課題について整理します。第3章では当構想策定にあたっての調査・検討の方法および当委員会の委員構成や調査・審議の経過を記載し、今後文化財をどのように活用していくのか、その理念などを明らかにします。第4章では本市の文化財を分かりやすく伝えるためのテーマとストーリーにもとづき、本市の特徴的な文化財を関連文化財群として結び付けます。

お手元に「草津市歴史発見地図」を配布いたしました。ここにドットで示しました3ヵ所が本市の国指定史跡で、南部の瀬田丘陵生産遺跡群のうち野路小野山製鉄遺跡、北部の芦浦観音寺跡、JR草津駅近くの草津宿本陣を核として、テーマとストーリーを作ることを検討しています。ここでは、「真金吹く炎の文化」・「受け継がれる中世のこころ」・「人と物の行き交う草津」と、仮テーマをつけています。

第5章では、関連文化財群が所在する区域を示し、文化財を保存・活用するための文化的な区域として、歴史文化保存活用区域を設定し、同区域の今後の保存・活用方針を定めます。先ほど説明した3つの史跡が、北部、中部、南部に所在しており、市域を広く区域内に含めることができるとともに、地域ごとに特色のある文化財を関連づけることができると考えます。

第6章では、今後の歴史文化の保存・活用に向けた基本方針を定めるとともに、実現に向けて必要な体制整備の方法や取組、そして、市内の史跡等保存・活用・整備に関する計画について記載します。

以上が現在の章立て案です。ご質問等をお願いしたいと思います。

金田委員長

ただいま章立て案についてご説明いただきました。これから順を追って検討する中で変更が想定されますが、現段階での質問はないでしょうか。

一般的なことを伺いたいのですが、草津市内には日本遺産の認定を受けたものがありますか。

八杉専門理事（事務局）

史跡の一つとして挙げた芦浦観音寺と国選択無形民俗文化財である市内7カ所の草津のサンヤレ踊りが日本遺産「琵琶湖とその水辺景観一祈りと暮らしの水遺産」に第三次追加認定されました。今年度の草津市、野洲市、守山市の指定によって琵琶湖をめぐるネックレスができました。

麻植委員

市南部に住み教育委員等を務めてきましたが、草津宿本陣は草津のシンボルとして歴史的な価値にも注目されていて、このたび芦浦観音寺も日本遺産の認定を受けました。しかし、野路小野山製鉄遺跡がどのように保存・活用されているのか住民はよく知らず、この3つには温度差があると感じています。だからこそ、野路小野山製鉄遺跡が取り上げられたことを嬉しく思いますが、現在の市としての保存・活用・整備の姿勢はどうなっているか教えていただけますか。

藤居課長（事務局）

各史跡の保存活用計画を順番に作成していくところです。草津宿本陣については以前より整備を進めておりましたが、芦浦観音寺は今年から着手します。野路小野山製鉄遺跡については、以前に基本計画を作成しましたが動いていないため、今後進めていく必要があると認識しています。隣接する都市計画公園野路公園の整備と調整をしながら整備を進めることとしています。平成30年代の半ば頃から着手する計画です。

金田委員長

スケジュールを見ると10月に野路小野山製鉄遺跡でのワークショップが計画されていますが、その時には市民に説明できる資料を整えて、是非いろいろな意見を聞いて計画に反映させるようにすることが望ましいと思います。

八杉専門理事（事務局）

他の2つの史跡と違って地中にあるものなので、市民の関心や注目の喚起は難しいのですが、ワークショップや本構想策定を通じて、市民への周知方法や活用の可能性を模索していきます。

麻植委員

まちづくり協議会と関わっている中で、地域の宝物にならないといけないということを感じています。地域の方がご存知ない現状であるので、地元の方に知っていただき愛着を持ってもらえるように働きかけられればと思います。

岩崎副委員長

文化財を群として捉えるということが、現在の国の方向性として示され、今回の章立て案でも示されています。3つの史跡を中心に3つのテーマを設定され、古代・中世・近世と時代のバランスも良く見えますが、この整理は、保存活用区域として地域を分けるイメージと直結しているようにも捉えられます。しかし、古代の遺跡の周りにも近世のものがあったりもする中で、この3テーマから外れる文化財はどのようにすくい上げる想定ですか。

藤居課長（事務局）

3つのテーマに当てはまらない文化財もあるかもしれませんが、構想としては可能な限り、すべての文化財を網羅したいと考えています。ストーリーに入れ込んで、多少地域が交錯することはあっても、可能な限りすべてを入れていきたいと考えています。

岩崎副委員長

ストーリーを設定することのメリットとデメリットがあります。日本遺産もそこに入るものみに光が当たり、入らないものは忘れられてしまう傾向があります。全体を網羅できる枠組みを整えておくことが必要ではないかと思います。

金田委員長

岩崎先生のご指摘いただいた点は重要で、この構想では指定以外の文化財も拾い上げる必要があります。構想の対象地域をどうするかは市として考えなくてはなりません。他例で委員として関わってきた中では、結果的に市域全体を対象にする方法をとるケースが多いです。市として構想をとりまとめる際に、3つの国指定史跡が重要な役割を果たすことに異議はありませんが、そこだけが中心に置かれて他の文化財が漏れるようでは、市として歴史文化の全体的な保存と活用を図る上では問題があると思います。その点は、これからの議論になりますが、十分にお考えいただきたいと思います。

それともう一つ、事務局の説明で「ストーリーを組み立てる」と言われていました。日本遺産はストーリーを求めますが、歴史文化基本構想にはストーリーは不要です。むしろ邪魔だとさえ思います。地域の文化財をどのように保存し、活用するかが大切であり、ストーリーにはあまり拘らずに、草津市として指定・未指定に関わらず、地域の文化財を市民とともにどのように保存・活用するのかを考えてほしいと思います。そのためにはストーリーという言葉自体使わない方が良くもありません。

高梨委員

私は制度についてこれから勉強しなくてはならないと思いますが、3つの史跡を中心に考えていくという流れが既にあると理解してよろしいでしょうか。栗太郡は、大津と草津と栗東と守山の4つに分かれていると思います。野路小野山製鉄遺跡は国衙関係の遺跡と理解されていると思いますが、国衙は大津市にありました。そのようなこととの関係は想定しないのですか。

金田委員長

そこをどのように考えるか自体も構想のテーマです。単に古代の経済活動・産業活動の拠点としての野路小野山遺跡と理解でいくのか、さらに国府を中心とした古代の地域構造を含めた考え方をしていくかも、ここでの議論のテーマになります。滋賀県は特に国府を中心にした製鉄遺跡が多いが、製鉄遺跡は北部も含めた県内全域にあります。8～9世紀の史料にも鉄穴などがたくさん出てきて、藤原仲麻呂に係る逸話も残ります。それらの一部として、地域的に位置づけていくのかどうかも議論の必要があります。むしろ「地域にとってその文化財がどのような意味を持つのか」という観点が、この構想を取りまとめるうえでは一般的に採用される方向だと思います。

高梨委員

私の専門は仏像などの美術工芸品であるため領域は異なりますが、栗東の金勝寺などは、東大寺の良弁との関わりの中で位置づけられるので、そことどのようにリンクできるかなどを日常的に考えたりもしています。委員長が言われるように、それ自体もこれからの課題であると

理解したいと思います。

片山委員

草津市民の視点から言うと、草津市の歴史を学びたい、知りたいという時に、3つの史跡がポイントにはなるのはよく分かるが、全体像を知る手立てがありません。3つの史跡を統御するようなものはないのか。

八杉専門理事（事務局）

博物館などのキーステーションをというご提言かと思います。私どもとしては、普及啓発の方法についても、本構想に入れていきたいと考えています。史跡を整備・公開する上で市域を網羅的にカバーする想定であるため、例えば、史跡を中心にしたガイダンス施設や史料の収蔵・展示施設を個々に設置すべきかどうかも含めてご議論いただきたいと考えています。例えば芦浦観音寺であれば、周辺に多数の白鳳寺院があり、仏像などもあるなかで、それらを市域のキーステーションに集めて公開するのが良いのか、それともエリアの中で施設を設置して公開するのが良いのか等も議論の焦点になるかと思います。現状として大きな施設の整備が必要なのかどうかということも含めながら、市としては市民が身近に感じられる手立てを考えたいと思っています。

金田委員長

先ほどのご質問の趣旨は、文化財を市民がどのように理解してどのように活用すればよいかという根幹の部分でした。そのためには、それが地域の方々にとって意味のあるもの、守り伝えようと思えるものでなくてはなりません。有形・無形や指定・未指定を限らず、文化財をいかにして地域にとって価値のあるものとして伝えていくかという発想が基本です。それらについての議論が今後の委員会でも必要と考えます。草津市という自治体の範囲が設定されている中で、市外へは話を持っていき難い構造の構想となっています。また、指定・有形だけではなく未指定・無形のものも含めてそれが地域にとってどのような意味があるのか、どのように守り活かしていくのかという方向性を考えていき、構想として位置づけていくことも必要です。

麻植委員

これまでのお話の中に「地域」というキーワードがありました。「くさつ歴史発見地図」などは年代ごとに分けられていますが、現在の草津市では「地域」の観点は学区に当てはまります。

「おらが村」の中にどれだけすごいものがあるかを知ってもらえるような資料がこれまではありませんでした。3つのワークショップで学区を単位とした地域の方が自分たちの学区の宝を知れば、活用しようという機運が高まると思います。現在14学区があるので、3つの史跡だけではなく学区単位でまとめるのも一つの方法ではないでしょうか。

金田委員長

ご指摘の通りです。学区ごとに歴史文化の保存・活用を図ろうとなると、それぞれのさまざまなものをどうするのかという方向性づくりが次の課題になります。市に積極的に考えていただきたいのは、指定文化財を軸にするのか、14学区の地域の単位を軸にするのかという基準の設定であり、そこを急いで議論する必要があります。

八杉専門理事（事務局）

方向性としては、後者のように、現在指定を受けているものだけではなく、暮らしの中にあるものもできる限り網羅して、地域全体を対象にして、それぞれのものに光を当てたいと考えています。

金田委員長

それでは、例えば学区単位であれば、14学区のまちづくり協議会や自治組織などに、基本的な本構想の趣旨、指定文化財でなくても歴史文化だということを伝えたいので、各学区にアンケートなどを行い、市全体の調査を行うなどの過程が必要かもしれません。

八杉専門理事（事務局）

昨年度に事前調査として、指定文化財と指定以外のものも担当がデータとして拾い上げは行いました。それをもとに、今年度は学区が良いか別の分け方が良いのかを検討していこうと考えているところです。この点は岸本委員にお聞きしたいのですが、学区というと老上西と老上のように元は老上村であったところもあります。麻植委員のおっしゃった14学区がよいか、それとも明治の旧村の6つで考えた方がよいかについて、ご意見をいただくと有り難いです。

岸本委員

昔は玉川学区もなく、野路も老上学区に入っていました。老上地区は人口が急激に増えたため、小学校区も複数に分かれました。学区で捉えるのは難しい面もあります。

金田委員長

旧村の時代が長いので、歴史文化となると、旧村をポイントにした方がよいかかもしれません。

八杉専門理事（事務局）

まちづくりセンターでは、玉川や南笠東の歴史を話して欲しいと言われるが、南笠東の歴史として話すのは非常に難しく、委員長の言われるとおり旧村が限界になると思います。

金田委員長

伝統芸能なども旧村の単位でできていると思いますので、それを基礎にして構想を策定したうえで、実施・運用の段階になれば現在の学区で検討する方法で良いかと思います。

片山委員

67歳の私にとっては、14学区ではなく6学区の意識です。現在の学区で言うと笠縫東に住んでいますが、笠縫だと思っています。元々の笠縫小学校区が自分の校区という意識がありますが、そういった世代も減ってきていると思います。

この100年の近現代の歴史が急速に失われているという危機感を持っています。私の寺が関わっているところでも様々なことが起こっていますが、地域の人には誰も知りません。事実の掘りおこしをこの機会にしなければ、わからなくなってしまうことが多々あると思います。

金田委員長

私が見てきた中では、地域単位で歴史文化を発掘して活用する活動を行うグループを作られた例もありました。やり方にはそれぞれの地域の特性があると思います。

1つ確認をしておきたいのですが、1章から第6章の章立て案は文化庁のマニュアルにしたがった章立て案と考えればよいですか。

馬場主事（事務局）

一度文化庁に当市が相談に伺い、それを踏まえて修正を加えたものを提示しています。

金田委員長

マニュアルでは6章構成でしたか。

馬場主事（事務局）

マニュアルでは必要な要素と選択的要素に分けて整理されています。当市では選択的要素として第5章の歴史文化保存活用区域を採用しているため、その分の章が増えています。

金田委員長

第5章が選択的に加えた章で、それ以外の章は必要要素ということですか。

八杉専門理事（事務局）

歴史的文化的な基本構想の策定ハンドブックの目次案に基づいて設定したとご理解ください。

岸本委員

今年3つの地域を重点的に検討して、次年度さらに別の3つの地域を検討するということになりませんか。

八杉専門理事（事務局）

そうではありません。史跡は核となるものであるため、3つを核として市域全域を考えていくという趣旨です。

岩崎副委員長

先ほど事務局が事前調査をしたと説明されましたが、その調査はどのようなレベルで行われたものかを教えてくださいませんか。構想を作るうえでどれぐらいのものを把握しているかは重要だと思います。

馬場主事（事務局）

事前調査については、これまで市史編さんにあたって抽出したデータや街道交流館の所蔵目録、既往調査の台帳を取りまとめてエクセル形式でデータベース化しました。

金田委員長

地元の方々にとって重要であるという認識のもとに、文化財の保存をどうするのかという議論は当然出てくると思います。本構想としては、地元の意志を基礎として考えなければなりません。現状と地元の方々の考え方や方向性を大切に進めていきましょう。

片山委員

章立て案を見ると「活用」という語がたくさんありますが、これには地域の人の生活の中で生かされているとか祭りとか観光があります。それ以外に「学び」という面で活用していく、そういうイメージで良いのでしょうか。

金田委員長

その通りだと思います。文化庁の文化財行政の基本は重要なものを選んで保存をしていくというのが主でしたが、「活用」が最近のキーワードとなっています。以前は文化財の保存管理計画と言っていましたが、今は保存活用計画と言うようになりました。ここで言う「活用」は片山委員が言われたように、伝統行事や地域の結束の核、教育、観光などに役に立つという理解で良いと思います。

片山委員

小中学校のある学年だけにスポットで唐突に出てくるのではなく、義務教育や生涯学習において、より十分に活用できる・学べる仕組みづくり、たとえば副読本の検討なども大切だと思います。

金田委員長

そういった活用の方向性を示すことは本構想の役割のひとつです。

麻植委員

活用については私もいろんなところで行政の課とも話していますが、跡地に建物を建てる時にそこにあったものを思い起こさせるものを組み込むとか、様々な計画の中に歴史文化のエッセ

センスを入れることが大切です。条例や地区計画を策定したときにもそうでしたが、行政の各部署が自分たちには関係のないこととせず横のつながりで捉えることが活用にもつながると感じます。もう1つは、地域の中でいかに活かせるかということを見ると、第5章で3つの区分をされてしまうとそのコンセプトからは離れにくく、網羅しにくいのではないかと感じました。

金田委員長

ただいまの麻植委員のご指摘は、第4章と第5章の章立て案の印象と、旧村が歴史文化の地域単位であったという実態とが乖離しているのではないかという趣旨だと思います。ご指摘の通りであると思うので、その調整は事務局で行うこととします。

初めての委員会ということで様々な意見が出ましたが、時間も押してきているので、第1章について事務局より説明をお願いします。

■第1章案について

馬場主事（事務局）

では第1章について説明します。第1章草津市歴史文化基本構想の概要では、まず第1節で草津市の立地や、草津市域が定まるまでの過程を説明した後、本構想策定までの全国と本市の背景を説明しました。そして、歴史文化基本構想が提唱されたことに触れながら、基本方針となる構想が必要であると示しています。次節では、本構想策定の目的として、行政と市民とが協働して歴史文化の保存・活用・整備を図るための基本方針とし、歴史文化の保存・活用の体制づくりを図るために策定するものであることを記しています。続いて、草津市歴史文化基本構想策定に期待される効果として、6点あげています。①文化財の可視化と保護を図る、②地域主体による歴史文化の保存・活用の機運の向上を図る、③地域の魅力向上、活性化に寄与し、地域住民の幅広い連携を高める、④都市計画や観光等の行政分野と連携することで、文化財の総合的な活用を図る、⑤学校教育に歴史資源を活かし、子供たちに地域の魅力を伝える、⑥歴史資源を周遊し、健康に過ごせるまちづくりを推進する等であります。最後の節では、本構想と関連する計画を図示し、本構想の位置付けを示しました。

なお、関係図には関連施策と歴史文化基本構想の位置づけを示しました。表1には、草津市総合計画第3期基本計画において位置付けられている基本方針・施策・事業をあげました。(1)から(13)までの計画等との関連性については、ここに記述しました。

金田委員長

第1章の案については本日細かく議論する時間がなくなっているので次回に検討することとしたいが、そのために何かご質問があればお願いします。

岩崎副委員長

9頁に「歴史資源」という言葉が出ています。注1で定義をされていますが、これは文化庁が示している言葉ですか。もしくは草津市がこの言葉を選択して使われているのでしょうか。

馬場主事（事務局）

草津市で定義してこの表現を用いています。

岩崎副委員長

「資源」は枯渇するものなので、適切かどうか気がなります。文化振興計画との関係ということであれば、最初に教育庁から説明のあった関連施策と使用する言葉を庁内で合わせる等がよいのではないのでしょうか。検討をお願いします。

金田委員長

重要なことです。関連して気になったのは、9頁の最後に「国では「歴史文化基本構想」を提言し、平成28年には、観光庁で取りまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」といった記述がありますが、歴史文化基本構想を提言したのは文化庁です。観光庁のプログラムとの関係や日本遺産の制度をここに示す必要はないように思います。ここはあまり広げずに、歴史文化基本構想の目的や経緯に限って記述したほうがよいのではないのでしょうか。この点も検討いただき、次回の委員会で議論できればと思います。

また、岩崎先生のおっしゃった「歴史資源」という言葉も私はあまり使わないほうがよいと思います。「歴史文化」のための基本構想であるので、「歴史資源」と限定してしまうと方向性としてやや矛盾していると感じます。歴史文化基本構想を策定するので、「歴史文化」をキーワードに進めるようご検討いただきたい。

岸本委員

私もそこが気になって先ほど質問していました。たとえばガイドブックのように写真が多数掲載されたものを目指しているのか、それにも使えるが本質は違うところにあるのかによって、検討や議論の方向が変わることになるかと思います。

麻植委員

「地域」という言葉が多数出ていますが、その地域をどのように捉えるのかは重要だと思います。パンフレットにしても、地区ごとの傾向や掘り起こされているものがわかるものは今までにありませんでした。アンケートで掘り出しているもので、ここに出てきていないものにはどのようなものがあるかも知りたいです。

八杉専門理事（事務局）

アンケート調査までは行っていません。滋賀県立大学の研究室にお願いして学生さんたちが地域を歩いて資源の掘り起こしをしてもらっているので、今後検討いただく際には提示します。

麻植委員

逆に、地元の声として何を「わが地域の宝もの」と思っているかを拾っていただきたいです。

金田委員長

本日は議論を始めたばかりで質問事項がたくさんあるかと思いますが、短期間で策定したいという草津市の意向があつてなかなか調整が難しいところです。第1章は議論の時間が十分なかったので、次回の委員会で議論できるようにお目通しいただければと思います。

八杉専門理事（事務局）

今回ご指摘いただいた内容について修正した原稿を再度お送りして、ご検討いただくように進めさせていただきます。今回は当日の資料提示で申し訳なく思います。次回以降は委員会の1週間前にはお手元に資料が届くように準備をします。

(5) その他

※ 特になし

III 閉会の挨拶

藤居課長（事務局）

今回いただいたご意見を踏まえて修正にあたります。それでは、終了にあたりまして八杉専門理事からご挨拶をお願いします。

八杉専門理事（事務局）

本日は、草津市歴史文化基本構想策定に係り、活発なご審議をいただき誠に感謝します。今後とも、構想の策定に向け、委員の皆様には忌憚のないご指導・ご助言を賜りますようお願い申し上げます。